

令和6年度一時保育(A)非定型保育 利用料金表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層の区分		利用料金(月額) ※4月1日時点での年齢					
		3歳未満児		3歳以上児			
		保育料	保育料	副食費			
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0		0 (※1)			
B0	令和6年4月から令和6年8月分は令和5年度、令和6年9月から令和7年3月分は令和6年度の市町村民税の課税状況が次の区分に該当する世帯 ※利用料金算定のための市町村民税所得割は、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等)を受ける前の税額を適用します。	非課税	ひとり親・障がい児世帯		0 (※1)		
B			二人親世帯				
C		均等割のみ課税 (※2)(※3)	ひとり親・障がい児世帯			150	
			二人親世帯			450	
D1		所得割15,000円未満 (※2)(※3)	ひとり親・障がい児世帯			150	
			二人親世帯			650	
D2		15,000円以上 48,600円未満 (※2)(※3)	ひとり親・障がい児世帯			150	
			二人親世帯			850	
D3		48,600円以上 57,700円未満 (※2)(※3)	ひとり親・障がい児世帯			150	
			二人親世帯			1,000	
			57,700円以上 77,101円未満 (※3)			ひとり親・障がい児世帯	150
						二人親世帯	1,000
D4		77,101円以上 97,000円未満	1,000				
			1,700				
D5	97,000円以上 169,000円未満	2,100					
D6	169,000円以上 301,000円未満	2,500					
D7	301,000円以上 397,000円未満	2,700					
	397,000円以上	2,700					

施設により利用者負担額のほか教材費等の料金がかかる場合があります。詳しくは各施設にご確認ください

利用料金は、市民税所得割課税額に応じた市が定めるものとなります。

〈幼児教育・保育の無償化について〉

幼児教育・保育の無償化により、一時保育(A)非定型保育を利用している児童(以下「利用児童」)のうち、以下に該当する子どもは利用料金が無料となります。なお、教材費などの実費負担分は無償の対象外となります。

- ・3歳以上児(4/1時点の年齢。課税額制限はありません。)
- ・3歳未満児で市町村民税非課税世帯の子ども
- ・3歳未満児の第3子以降の子ども(多子計算の年齢上限・課税額制限はありません。ただし子順算定は、保護者と生計を一にする子に限ります。)

〈3歳以上児について〉4/1時点の年齢

※1 副食費(おかず・おやつ等)は、これまで通り保護者様のご負担です。ただし、所得割課税額が57,700円(ひとり親・障がい児者世帯にあっては77,101円)未満世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子どもの副食費は免除されます。(ただし子順算定は、保護者と生計を一にする子に限ります。)

〈3歳未満児について〉4/1時点の年齢

※2 二人親世帯の所得割課税額が57,700円未満であり、利用児童が第2子である場合は、利用者負担額が半額となります。(多子計算の年齢上限はありません。)

※3 ひとり親・障がい児者世帯の所得割課税額が77,101円未満であり、第2子である場合は利用者負担額が無料となります。(多子計算の年齢上限はありません。)

※4 認可保育所・認定こども園・幼稚園・家庭的保育事業・小規模保育事業・一時保育(A)非定型保育を利用する兄弟がいる利用児童が第2子である場合、利用者負担額が半額となります。(多子計算の課税額制限はありません。)障がい児施設等を利用する未就学の兄弟がいる場合も同様となります。障がい児施設等とは、次の学校もしくは施設またはサービスをいいます。

特別支援学校幼稚部・情緒障がい児短期治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援。